国民健康保険の改定等のお知らせ

国民健康保険料が改定されました（**右表**のとおり）。平成30年度の国民健康保険料納入通知書兼特別徴収通知書は、６月中旬に送付します。

▶保険料均等割額の減額

平成29年１月～12月の所得の合計が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が７割・５割・２割減額されます。

平成29年中に収入がなかった方も、保険料算定のため、収入状況の申告をしてください（区民税の申告等を行った方は不要）。

▶保険料の減免措置の延長

被用者保険に加入していて、後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者で、国民健康保険に加入することになった65～74歳の方は、国民健康保険料の所得割額が免除、均等割額が５割軽減されます。

※新たに該当する方は、減免申請書の提出が必要です

平成30年４月から国民健康保険は荒川区と東京都が一体となって運営をしていきます

高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が年々増加している中で、国民皆保険制度を将来にわたって維持していくため、厚生労働省は国民健康保険法の改正を行いました。これに伴い、４月から荒川区に加え、東京都も新たに国民健康保険財政運営の責任主体となり、一体となって国民健康保険を運営していきます。

改正に伴い、都内区市町村間で転居した場合に国民健康保険に継続して加入していれば、高額療養費の多数回該当が引き継がれ、医療費の自己負担額が軽減されることになります。

国民健康保険への加入や脱退、保険証等の交付、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務は、これまでどおり荒川区が行います。

※今回の制度改正に伴う加入者の手続きはありません

国民健康保険料率

区　分	基礎分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護分
所得割料率	7.32%	2.22%	1.59%
均等割額	３万9000円	１万2000円	１万5600円
限度額	58万円	19万円	16万円

国民健康保険料の計算方法

下表の❶・❷・❸を合計した金額が、世帯の年間保険料です。

❶基礎分（医療分）保険料　※限度額58万円

（所得割額）加入者全員の賦課のもととなる所得×7.32%　＋　（均等割額）３万9000円×加入者数

❷後期高齢者支援金分保険料　※限度額19万円

（所得割額）加入者全員の賦課のもととなる所得×2.22%　＋　（均等割額）１万2000円×加入者数

❸介護分保険料（介護保険第２号被保険者〈40～64歳〉）※限度額16万円

（所得割額）40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得×1.59%　＋　（均等割額）１万5600円×40～64歳の加入者数

賦課のもととなる所得＝所得（収入－必要経費※）**－基礎控除**（33万円）

※給与所得控除、公的年金控除等

問合せ　▶保険料の算定に関すること…国保年金課国保資格係☎内線２３７５　▶保険料の納付に関すること…国保年金課保険料係☎内線２３８６

平成29年度荒川区議会定例会・２月会議が終わりました

平成29年度荒川区議会定例会・２月会議は、２月15日～３月15日の会議期間で開かれました。２月会議では、平成30年度一般会計予算や条例の制定・改正等の議案31件（議員提出議案２件を含む）を原案どおり可決しました。可決した議案は次のとおりです。　**問合せ**　**議会事務局議事係**　☎内線３６１４

条例の制定（１件）

▶荒川区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例

条例の改正（18件）

▶荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区職員定数条例の一部を改正する条例
▶公益的法人等への荒川区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
▶職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区立保育所条例の一部を改正する条例
▶荒川区立保育所保育料に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
▶幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区立精神障害者地域生活支援センター条例及び荒川区立障害者福祉会館条例の一部を改正する条例
▶荒川区介護保険条例の一部を改正する条例
▶荒川区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区手数料条例の一部を改正する条例
▶荒川区立公園条例の一部を改正する条例
▶荒川区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例
▶荒川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
▶職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
▶荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

予算（５件）

▶平成29年度荒川区一般会計補正予算（第３回）
▶平成30年度荒川区一般会計予算
▶平成30年度荒川区国民健康保険事業特別会計予算
▶平成30年度荒川区後期高齢者医療特別会計予算
▶平成30年度荒川区介護保険事業特別会計予算

意見書（２件）

▶東京都の実態に即した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の制定を求める意見書
▶所有者不明の土地利用を求める意見書

その他（５件）

▶旧小台橋小学校解体工事請負契約
▶損害賠償請求事件に関する和解について
▶東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
▶人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（２件）

空き家流通促進事業（空き家バンク）を開始

空き家の流通・促進を図ることを目的に、平成30年４月から利用可能な空き家情報を荒川区のホームページに掲載します。

区内に空き家を所有している方は、ご相談ください。

登録要件
▶家屋及び土地が登記されている
▶家屋が居住用（店舗併用を含む）として建築されたものである
▶家屋及び土地の所有者全員が空き家台帳への登録に同意している
▶家屋及び土地が差押えられていない
▶空き家所有者が暴力団員でない　等

※（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会荒川区支部と媒介契約等を締結する必要があります

問合せ　施設管理課管理・住宅係　☎内線２８２２
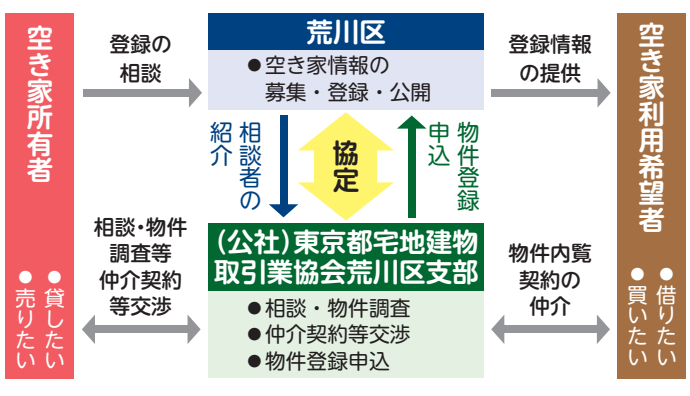
空き家流通促進事業のしくみ